

## \*\*\*\*\*《病 院 倫 理 綱 領》\*\*\*\*\*

神戸中央病院は人々の健康と福祉を保証するために職員が遵守すべき行動基準を病院倫理綱領として以下の通り定める。

### 1. 生命の尊重

職員は、患者様のために奉仕の精神と責任をもって、生命の尊重と患者さんの幸福の実現に最善の努力を払わなければならない。

### 2. 研修・教育

職員は、たゆみなき研修に励み、病院の提供する医療の質の向上に努めるとともに、後進の教育に力を尽くさなければならない。

### 3. 医療記録の保管と守秘の義務

職員は、患者さんの医療記録を完備し、これを確実に管理するとともに、患者さんの秘密は正当な理由なくして漏らしてはならない。

### 4. 地域社会への協力

職員は、地域住民の疾病予防および健康増進のために、地域の医療に積極的に参加し協力しなければならない。

### 5. 病院の管理運営

職員は、病院の管理運営にあたり、医療の使命を的確に認識し、いたずらに利潤追求に走ってはならない。

### 6. 社会人としての責任

職員は医療人としての専門的知識、技術を向上するのみならず、社会人としての責任ある行動をとり、自分自身の健康に留意し、社会的な病院への信頼の維持に努めなければならない。

\*\*\*\*\*